

## 起業支援型地域雇用創造事業の概要について

地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業、NPO法人等（以下「企業」）へ事業を委託し、失業者を雇い入れて実施する。

### 【実施期間】

- ・平成25年度末（25年度中に開始した事業は26年度末まで）

### 【実施要件】

- ・県・市町村が企画した新たな事業であること
- ・建設・土木事業でないこと
- ・地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業であること
- ・起業後10年以内の企業、かつ、本社が起業時から岡山県内に所在する企業に委託して実施すること
- ・事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が1/2以上
- ・雇用期間は1年以内（被災求職者は複数回更新可）
- ・委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること
- ・新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、ハローワークへの求人等募集の公開を図ること 等

### 【正規雇用化のための措置】

- ・委託先の事業者が失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、一時金を支給する。（一人当たり30万円）

